

## ▶ 整備基準抜粋

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。
- ア 車いす使用者用便房が設けられていること。
  - イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
  - ウ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
  - エ 非常用通報装置を設けるとともに、その旨を点字により表示すること。
  - オ 車いす使用者用便房のある便所の出入口には、車いす使用者用便房のある便所である旨を見やすい方法により表示すること。
- (2) (1)に規定する便所には、次に定める構造の洗面器を1以上設けること。
- ア 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
  - イ 周囲に手すりを設けること。
  - ウ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所に男子用小便器を設ける場合においては、そのうち1以上に床置式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。

## ▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、当該便所は、次に定める基準に適合するものとすること。
- ア 多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす使用者用便房を設けること。
  - イ 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下イにおいて同じ。）の総数が200以下の場合にあっては当該便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合にあってはその総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。
  - ウ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
  - エ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
  - オ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - カ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
  - キ 非常用通報装置を設けるとともに、その旨を点字により表示すること。
  - ク 車いす使用者用便房のある便所の出入口には、車いす使用者用便房のある便所である旨を見やすい方法により表示すること。
  - ケ 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合においては、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けること。
- (2) (1)に規定する便所には、次に定める構造の洗面器を1以上設けること。
- ア 同上
  - イ 同上
  - ウ 同上
  - エ 人工肛門及び人工膀胱の保有者の利用に配慮した設備を設けること。
- (3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。

## ▶解説

### ア 適用

- ・ 整備基準では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合適用
- ・ 目標となる基準では、多数の者が利用する便所を設ける場合を設ける場合適用

### イ 車いす使用者用便房の大きさ

- ・ 車いす使用者用便房は、出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画がありえることから、「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定（利用円滑化経路の項）し、便房の幅、奥行き等の寸法については定めていない。
- ・ 標準的な寸法としては、200cm×200cm程度（設備等の配置、機器の選択において、手動の車いすが転回できる直径150cmの円が内接できる程度のスペースを確保できなくなる場合があるので注意を要する。）
- ・ 建築計画上制約がある場合は、200～160cm×200cm程度

### エ 車いす使用者用便房等の設置数

- ・ 整備基準では、1以上の車いす使用者用便房及び1以上の洗面器並びに1以上の床置式等小便器等の設置を求めている。
- ・ 目標となる基準では、当該階の総便房数に応じた数の車いす使用者用便房及び1以上の洗面器並びに1以上の床置式等小便器の設置を求めている。

### ウ 車いす使用者用便房までの経路

- ・ 整備基準では、利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路を利用円滑化経路として整備することを求めており、出入口、通路幅等について利用円滑化経路として定められた構造とする。

### オ 非常用通報装置

- ・ 非常用通報装置の点字表示は、視覚障害者が非常用通報措置を便器洗浄ボタンと区別でき、誤操作を回避できるように配慮したものである。

### カ 表示

- ・ 車いす使用者用便房は、車いす使用者等障害者の利用を優先すべきトイレであり、車いす使用者専用ということではない旨を表示する必要がある。

### キ その他これに類する小便器

- ・ 低リップ（たれ受部）の壁掛け式小便器などが該当する。

### ク 洗面器の設置

- ・ 目標となる基準の「人工肛門及び人工膀胱の保有者の利用に配慮した設備を設けること」とは、オストメイト（手術を受けて人工肛門、人工膀胱保持者となった者）のパウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しごん等を洗浄するための汚物流し、またはこれに代わる洗浄装置等の設置を求めている。

### ケ 車いす使用者用便房のない便所の設置

- ・ 車いす使用者用便房は、一般用便所の内部又はそれに隣接して設けられることが望ましい。しかし、同一階に複数の便所があり、車いす使用者用便房を含む（又は車いす使用者用便房に隣接する）便所以外の便所を設けざるを得ないときは、当該便所には高齢者、障害者等の屈んだり立ったりすることが困難な方のために、腰掛便座及び手すりのある便房を設けることが望ましい。

## ▷施設導観

### ア 車いす使用者用便房

#### (ア) 設置

- ・車いす使用者が利用できる少し広めのトイレは、様々な利用者に配慮した多機能便房として整備されることが望ましい。また、多機能便房以外の便所・洗面所においても、高齢者・障害者等が使用可能な整備を行うことが求められる。
- ・建築物の用途によっては、同時に多数の車いす使用者が利用する場合もあるため、多機能便房や車いす使用者が利用できる便房を複数設けることが望ましい。
- ・障害のある人が便所を利用する際には、便座への移乗の仕方ひとつとっても様々である。1つの多機能便所において全ての利用者に対応することが難しい場合は、1つの建物内に様々な利用者を想定した多機能便房を分散するといった工夫も求められる。

#### (イ) 多機能便房

- ・多機能便房は、高齢者・障害者等が認識しやすい位置に設け、車いす回転スペース、手すり、オストメイト用の汚物流しや水栓、オムツ交換シート等を設置して利用者のニーズに対応できるものとする。

#### (カ) 便房の戸

- ・車いす使用者の利用に配慮して引き戸が望ましく、可能であれば自動式引き戸とする。手動式引き戸の場合、把手は車いす使用者を考慮した握り易さ、取付位置とする。

#### (エ) 施錠等

- ・鍵は、簡単に施錠でき、非常の場合外部から合鍵等で開けられる構造が望ましい。また、車いす使用者が鍵へ接近しやすいように配慮する。

#### (オ) 便器

- ・座面高さは、蓋のない状態で40~45cm程度とし、便器の正面及び側面に移乗のためのスペース等を設ける。
- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。

#### (カ) 汚物流し等

- ・オストメイトの利用に配慮し、汚物流し等には洗浄のための温水が出るようにすることが望ましい。
- ・汚物流しの周辺には、ペーパーホルダー、汚物入れ、水石けん、鏡等を設けることが望ましい。

#### (エ) 手すり

- ・便器の両側に、水平、垂直に堅固に取り付ける。水平手すりは、便器の側面高さ65~70cm程度の位置に取り付ける。
- ・手すりの位置が遠すぎて体を傾けることができない場合が生じないよう、使いやすい位置関係に配慮する。

#### (カ) ペーパーホルダー

- ・便座及び車いすに腰掛けたまま利用できる位置に設け、できるだけ両側に設置することが望ましい。

#### (オ) 便器洗浄ボタン

- ・便座に座ったまま操作しやすいものあるいは、光感知式等とすることが望ましい。
- ・視覚障害者に対しては、靴べら式の洗浄レバー等触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。

#### (エ) 車いす使用者用便房内の手洗器

- ・水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとすることが望ましい。
- ・便座に腰掛けた状態で手洗器を使用したい場合もあるため、便座から手の届く位置に手洗器を設置することも有効である。

#### (カ) 非常用通報装置

- ・便器から及び車いすに座った状態から、手の届く位置に設けることが望ましい。
- ・床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・便房内には確認ランプ付き呼出し装置、出入口の廊下等には非常呼出しランプ、管理する事務所には警報盤を設けることが望ましい。
- ・手すりに掴まった時に、非常用通報装置が作動しないように配慮する。
- ・視覚障害者に配慮して、ボタンのデザインはできるだけ標準化することが望ましい。

#### (オ) 更衣台、手荷物棚等

- ・更衣台、手荷物棚、フックは、手荷物を置いたりコートを掛けるだけでなく、介助者が荷物を広げたり、オストメイトが脱いだ衣類やパウチを置いたり掛けたりする等のために必要であり、可能な限り設けることが望ましい。
- ・設置場所も、便器の近く、汚物流しの近く等複数箇所とすることが望ましい。また、車いす使用者の利用に配慮した高さとすることが望ましい。

- (ア) 汚物入れ
  - ・ 一般のものよりも大きくし、便座及び車いすに座った状態から手の届く範囲に設けることが望ましい。
- (イ) 洗面器
  - ・ 洗面器は壁に堅固に取り付ける。
  - ・ 車いすの転回スペースに洗面器や手すりが張り出さないよう製品機種の選定に配慮する。
  - ・ 吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（手前縁から30～35cm程度）に設けることが望ましい。
- (ウ) 鏡
  - ・ 鏡は、洗面器上端部にできるだけ近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置することが望ましい。傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが圧迫感を与える場合があることや、立位では使いにくいこと等を考慮し、洗面所の鏡は傾けず、設置高さを下げることでだれにでも利用できるようにする。
- (エ) その他の設備
  - ・ 戸と連動した照明スイッチは、障害者の便座への移乗介助が終了し、介助者のみが一度出る場合、照明が消えてしまうので、採用しない方が望ましい。
  - ・ 幼児連れの利用がしやすいように、小児用便器を設置することが望ましい。
  - ・ 施設用途により、失禁等に対応できるシャワーカラン、シャワーカーテンの設置を配慮する。
- (オ) 仕上げ
  - ・ 滑りにくく、かつ転倒したときを想定して適度に弾性のあるものとすることが望ましい。
- (カ) 表示
  - ・ 便房内にオストメイト対応設備、脱衣台、ベビーチェア、ベビーベッド、折りたたみシート等を設ける場合には、トイレや便房の出入口にどのような機能設備が備えられているか表示すると利用しやすい。

#### イ その他の便房

- (ア) 設置
  - ・ 視覚障害者にとって、規格化されたものはどこの便所を使う場合にも、利用方法が同じでわかりやすいため、同一建物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- (イ) 便器洗浄ボタン等
  - ・ 洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、靴べら式の洗浄レバー等触知しやすく誤作動しにくいものを併設することが望ましい。
- (ウ) 表示
  - ・ 階によって配置をかえる場合は、便所内部の配置を出入口付近の外部にわかりやすく表示することが望ましい。
  - ・ 視覚障害者の利用に配慮して、便所の入口には、便所の配置のほか男女の別を点字等によって表示することが望ましい。

## 便所の設備例

### 車いす使用者用便所の例

- ◇車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されかつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている。

- ◇車いす使用者用便所のある便所である旨の表示

- ◇レバー式、光感知式その他装置が安易な水洗器具

鏡高さ100cm以上

フック

鏡下端高さ80cm程度

- ◇車いす使用者の利用に配慮した高さと下部空間の確保

- ◇床面は、滑りにくい仕上げ

引き残し

- ◇自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造

- ◇高低差なし

- ◇出入りの幅80cm以上

- ◇非常用通報装置の設置と点字表示

はね上げ又はスイ

ング式手すり

全身の映る鏡

◇オストメイトの方の利用に配慮した設備の設置

水洗装置は、パウチやしひん等の洗浄ができるものとし、温水ができる設置

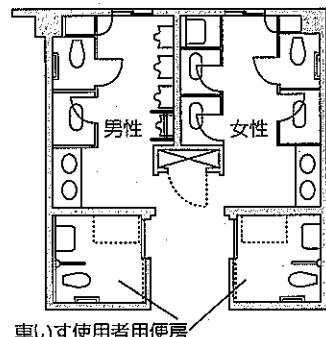
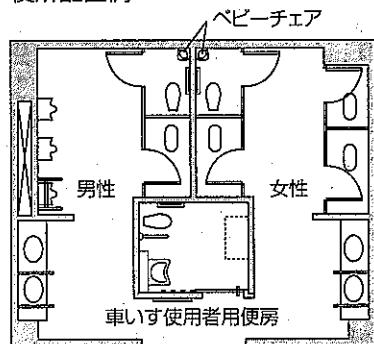
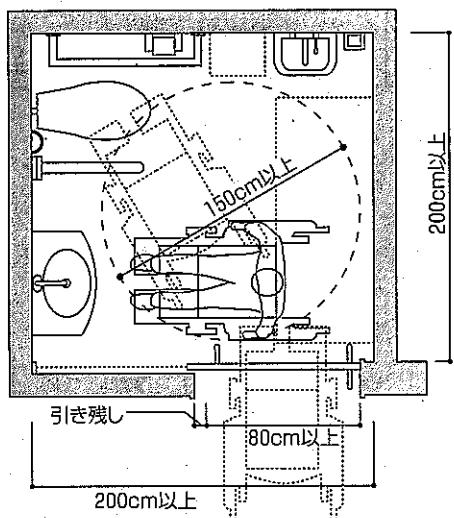
鏡下端高さ80cm程度

汚物入れ

介護用のベッドまたは乳幼児用ベッド

200cm以上

### 便所配置例



#### 凡例

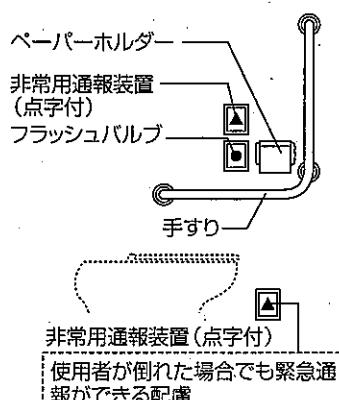
●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

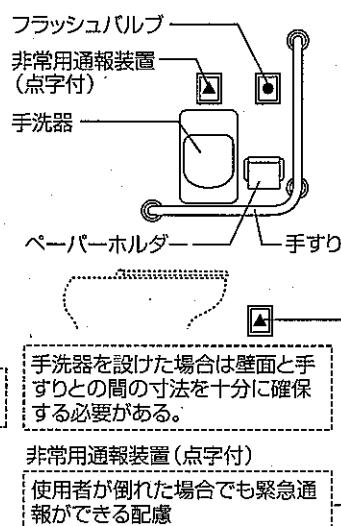
無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

## 便所の設備例

### 洗浄ボタン等の配置例



### 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



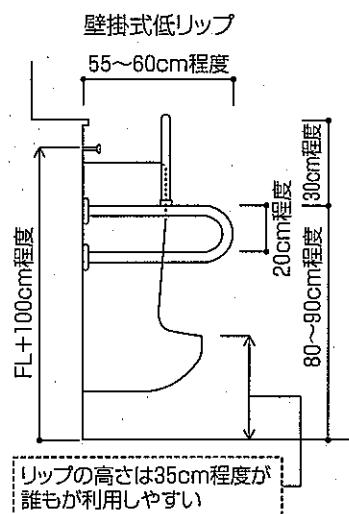
### 多機能便所の表示例



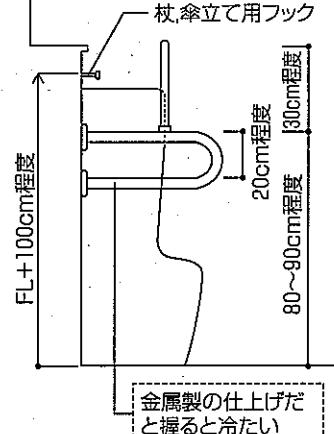
### 車いす使用者も利用可能な便所の表示例



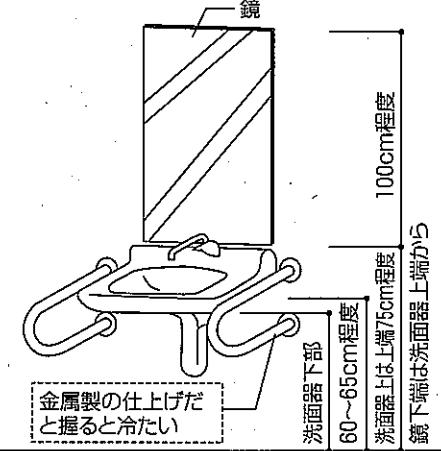
### 小便器



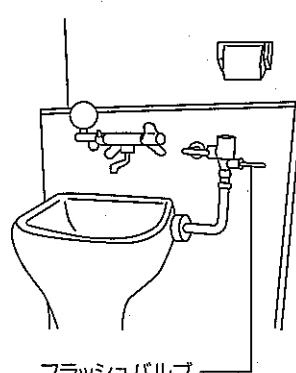
### 床置き式ストール



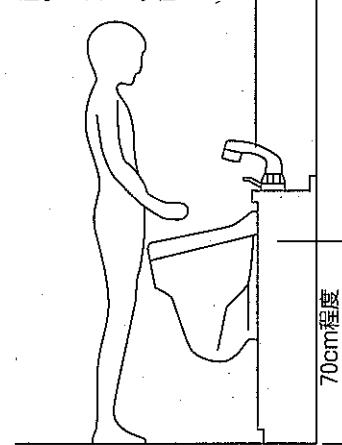
### 洗面器



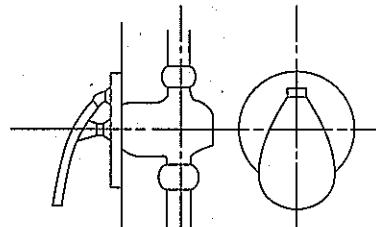
### 汚物流し (△オストメイトに配慮した設備)



### 温水シャワー水栓



### 靴べら式洗浄レバー



\*ベビーチェア、ベビーベッドについては「14 授乳場所」参照のこと